

特定施設設置届出書及び変更等届出書について

仙台市建設局下水道経営部業務課水質管理センター

1 下水道法の特定施設に関する届出書については以下のとおりです。なお、届出が必要となるのは事業場に下水道法第11条の2第2項に規定する次の施設を設置するとき、又は、届出済で施設に関する事項を変更する場合があります。

- (1) 水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる特定施設
- (2) ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2に掲げる特定施設

2 届出書の提出先及び部数

下水道処理区域	提出先	部数※1
合流区域※4 (汚水及び雨水を污水管へ排除)	建設局下水道経営部(水質管理センター)	1
分流区域※3 (汚水は污水管へ、雨水は雨水管等へ排除)	建設局下水道経営部(水質管理センター)	1
流域下水道※2 (排除の形態は分流区域と同様)	① 建設局下水道経営部(水質管理センター) ② 流域下水道管理者(水質管理センターから流域下水道管理者へ提出)	2

※1 提出部数は上記のとおりですが、届出書の写しを事業場で保管し、届出内容を確認できるようにしてください。(構造等変更届の際、前回の内容が必要となる場合があります。)

※2 仙塩流域関連公共下水道区域(七北田川の北側の区域)及び阿武隈川下流流域関連公共下水道区域(名取川の南側の区域)をいいます。

環境局環境対策課水質係への届出(水質汚濁防止法に基づく届出)

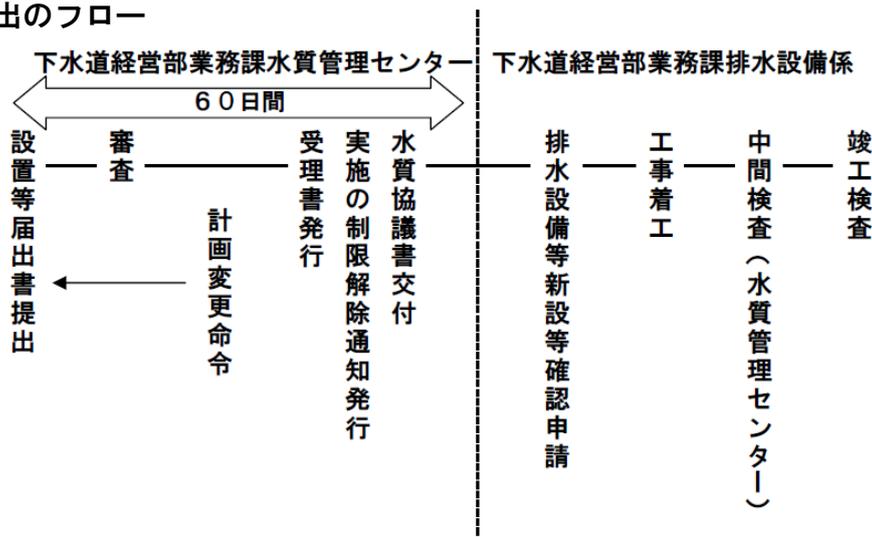
※3 分流区域の雨水管等は河川等に直接排水しており、水質汚濁防止法上公共用水域とされていますので、水質汚濁防止法に基づく届出も必要になります。

※4 合流区域であっても有害物質を使用している場合は、届出が必要な場合があります。

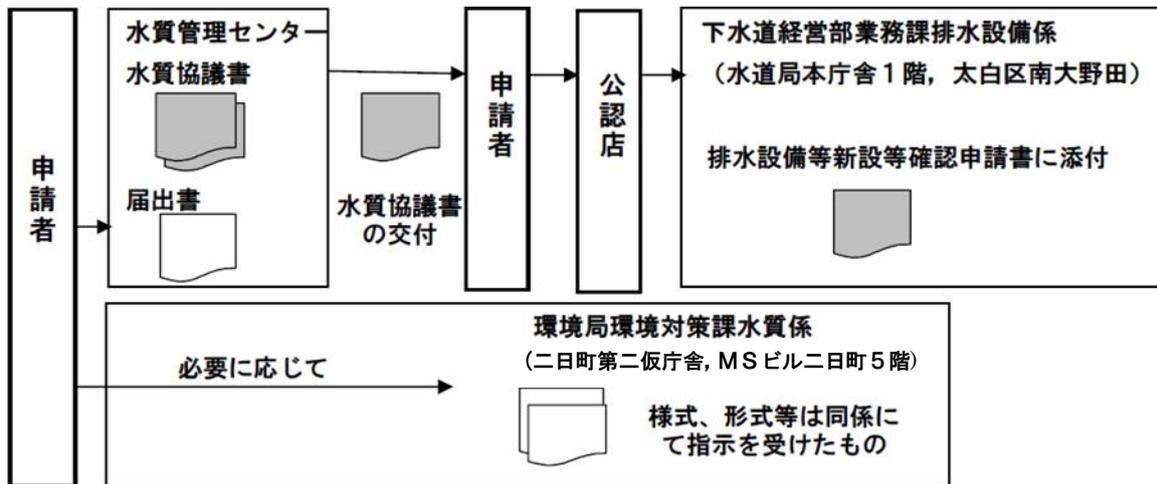
3 水質協議書について(2部)

下水道に接続する場合又は排水設備に変更がある場合に作成します。変更のない場合は作成しません。公認店でおこなう排水設備等新設等確認申請及び中間検査の際に必要な書類です。

4 届出のフロー



事例



5 届出事項の記載について

届出書の記載事項については下水道法に基づいて記載様式を別紙1から別紙7まで用意しております。これを参考にしてください。

なお、この様式の記入欄に明記できない場合又は特定施設等の資料については、下表を参考のうえ届出書に添付してください。

対象	添付書類	作成上の注意
別紙1	事業場の案内図	位置図
別紙2	特定施設一覧表 (届出書の記入欄が足りない場合)	型式、構造、主要寸法、能力、数量を明記する
	特定施設の構造図又はカタログ (無ければ写真をつけても良い)	必要のあるもの
	特定施設及び関連施設の配置図	番号を特定施設と一致するものを付す
	床面積算出表及び図面	面積要件があるもの
別紙3	操業の系統	特定施設の使用状況について記入する (フローシート)
	原材料の種類	原材料及び使用薬品(除害施設で使用するものを含む)の成分表
別紙4	構造及び寸法	除害施設の平面図及び断面図
	能力	除害施設の設計計算書(除害対象水量等)
	処理の系統	処理方法について記入する(フローシート)
	集水及び導水の方法	排水系統図(必要があれば縦管図)
	廃液等処理委託計画書	廃液を回収している場合
別紙5	下水の水質及び量	下水の水質は生活排水の影響を除く 下水の量は下水に排除する全ての量を記載する
別紙6	用水及び排水の系統	事業場平面図 (公共ますの位置及び放流先を明示する)
別紙7	排水量の根拠	水道検針履歴等
構造等変更届	変更の概要	変更する前と後の内容について記入(形式自由)